

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-25

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

任命権者区分	団 体 名
知事部局	一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県観光協会 公益社団法人静岡県農業振興公社 公益社団法人地域医療振興協会 一般社団法人地方税電子化協議会 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム 公益財団法人しずおか健康長寿財団 公益財団法人静岡県産業振興財団 公益財団法人静岡県舞台芸術センター 公益財団法人静岡県文化財団 公益財団法人世界緑茶協会 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 公益財団法人浜名湖総合環境財団 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会 静岡県公立大学法人 公立大学法人静岡文化芸術大学 地方独立行政法人静岡県立病院機構 医療法人社団静岡メディカルアライアンス 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県住宅供給公社

	静岡県道路公社 静岡県土地開発公社 静岡県土地改良事業団体連合会 日本赤十字社 地方公共団体金融機構 全国知事会
教育委員会	一般財団法人自治体国際化協会 公立学校共済組合静岡支部
警察本部	公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 警察共済組合静岡県支部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。